

【おのみちプレミアム付商品券】

使用店舗 募集要項

(商品券取扱に関する誓約事項)

おのみちプレミアム付商品券事務局

令和元年7月29日

◆事業の趣旨

消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・3歳未満の子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行う。

I. プレミアム付商品券について

1) 事業概要

- (1) 名称 「おのみちプレミアム付商品券」
- (2) 発行者 尾道市
- (3) 発行見込額 総額9億1,000万円（プレミアム率25%、尾道市負担）
- (4) 発行内容 総数18万2千冊（1冊5,000円、額面500円×10枚が1セット）
- (5) 発売価格 1冊4,000円で販売（購入対象者1人あたり、5冊まで購入可能）
- (6) 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (7) 販売方法 購入対象者に対して店頭での引換販売
- (8) 販売店舗 34店舗（予定）
- (9) 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
- (10) 購入対象者 (1)令和元年度住民税非課税者（生活保護受給者等は除く）
(2)平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
- (11) 購入限度額 上記(1)の対象者：2万5千円分（販売額2万円）
上記(2)の対象者：2万5千円分（販売額2万円）×3歳未満の子の数
- (12) 使用可能区域 参加登録のある尾道市内の小売店、飲食店及び宿泊施設等

2) 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 使用店舗において使用期限内に限り利用可能です。使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (2) 商品購入後の返金はできません。
- (3) 商品券の交換又は売買、現金との交換は禁止しています。
- (4) 商品券面額以下の利用について、釣り銭は支払わないでください。
- (5) 商品券の第三者への転売・譲渡や換金を行わないでください。
- (6) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（尾道市）は責任を負いません。
- (7) 商品券は物品の販売又は役務の提供等の取引において利用可能です。
- (8) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (9) 半券が切り離された商品券は原則使用できません。
- (10) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。

3) 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や金融商品の購入、債務、公共料金の支払い（税金、振替代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、ギフト券、ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等の営業に係る支払い
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- (7) 商品券の交換又は売買
- (8) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

II. 使用店舗の募集概要

1) 参加資格

尾道市内に事業所・店舗等を有する事業者とし、尾道市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる者。ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等の店舗等の営業を行っている者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 上記「3) 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- (4) 尾道市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2) 使用店舗の責務等

- (1) 使用店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が使用される商品券について、受領して問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止加工（メタリックビュー）が無い、色合いが明らかに違う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受領を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨おのみちプレミアム付商品券販売店舗・使用店舗 専用ダイヤルにも報告してください。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱う全ての方に周知ください。
- (3) 商品券を受領したときは、再流出を防止するため商品券裏面に使用店舗名等を記入のうえ半券を切り離すこととし、既に使用店舗名等の記載があるものについては受領を拒否してください。
- (4) 使用済みの商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、切り離した半券を控えとし、入金完了を確認いただくまで大切に保管してください。
※この半券がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、半券がある場合でも、振込後2週間を過ぎてからの異議申し立ては受け付けかねますので、ご理解ください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 多額（25万円以上）の商品券を一度に使用する等、「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」があった場合には、おのみちプレミアム付商品券販売店舗・使用店舗 専用ダイヤルに通報してください。
- (8) おのみちプレミアム付商品券事業の運営にご協力ください。

3) 申込みから選定まで

(1) 申込方法

- ① 使用店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、使用店舗登録申請書に必要事項

を入力又は記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

1. インターネットで申請：<https://premium-gift.jp/onomichi>
2. FAXで申請：084-926-2321
3. 郵送で申請：〒720-0067

福山市伏見町1-22 アサヒビル2階

株式会社JTB福山支店内 おのみちプレミアム付商品券事務局

- ② 大型店・量販店・チェーン店・系列店等の市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ごとではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行ってください（原則、尾道市内すべての店舗で利用可とすること）。この場合、全ての使用店舗に「募集要項」の内容に同意していただき、各店舗の名称（例：〇〇〇デンキ尾道店）、所在地（郵便番号含む）、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録した上で、申し込む必要があります。おのみちプレミアム付商品券ホームページの登録フォームをご利用ください。

(2) 申込期間

令和元年7月29日（月）10:00 から

※購入者向けの告知用リーフレットに掲載されるためには、8月24日（土）までに申込みが必要です

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、尾道市の審査を経て、使用店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

- ・申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ・承認後に参加資格を有しないことが発覚した場合
- ・その他市が承認を取り消すと判断した場合

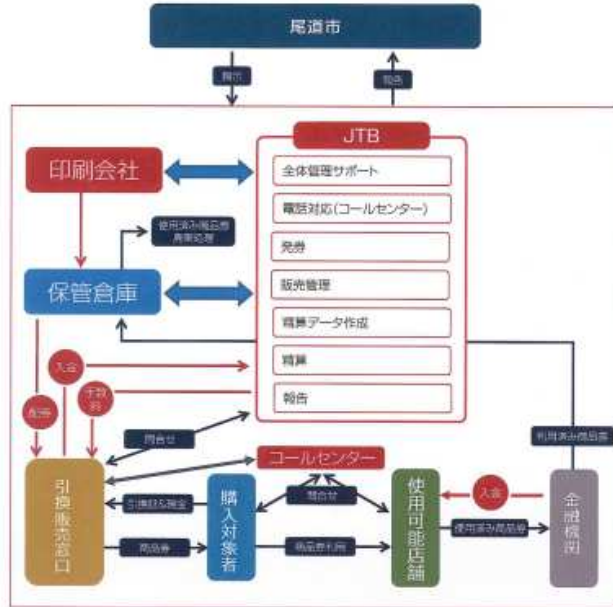
(4) その他留意事項

- ① 使用店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券使用店舗」として、購入対象者向けの告知用リーフレット（8月24日登録分まで）・ホームページ等に掲載します。
- ② 使用店舗向けのマニュアル・ポスター・ステッカーを作成し、9月下旬に配布する予定です。
- ③ 商品券の取り扱い、換金の方法等詳細については使用店舗マニュアルをご参照ください。
- ④ 使用店舗として決定された後辞退される場合、損害賠償等が発生することがあります。
- ⑤ 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金をお断りすることがあります。また、使用店舗の承認を取り消すこともあります。その際に損害が発生した場合には、賠償金をご請求する場合があります。
- ⑥ 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、尾道市がその都度対応を決定します。
- ⑦ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知・掲出等を行う場合は

事前に事務局の承認が必要となります。

- ⑧ 尾道市の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

<参考・プレミアム付商品券の流れ>



Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供等の取引において商品券を受領した使用店舗は、換金を申し出ることができ、その手続については以下によることとします。

- (1) 使用店舗は専用封筒（又は専用のダンボール）に商品券を封入し、尾道市内の広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、しまなみ信用金庫、広島県信用組合、三井住友銀行のいずれかの窓口へ営業時間内に直接持ち込んでください。
※原則として指定口座のある尾道市内の金融機関への持ち込みとなります。
※広島銀行へ持ち込まれた場合、他行への口座振込はできませんのでご了承ください。
- (2) 換金請求期間は、令和元年10月1日（火）～令和2年4月10日（金）までとします。この期間を過ぎてからの持ち込みには一切応じられませんので、必ず上記期間中に持ち込んでください。
- (3) 商品券の換金は事務局にて行う確認結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- (4) 商品券の金融機関への持ち込みから金融機関の10営業日以内に使用店舗の指定口座へ入金いたします。

※上記日程は予定であり、変更する可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「使用店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。

(5) 換金用物品及びフロー

換金手続きの方法(使用する物品など)

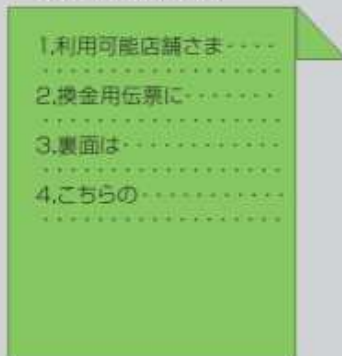
換金に必要なもの

専用の換金ツール以外での換金手続きは行えません

①使用済み商品券



②専用封筒(カラー封筒)
又は専用段ボール



③換金依頼書(下記4点が綴りになっています)



換金手順

①換金したい使用済み商品券の裏面に店舗印の押印があるかを確認



この位置に店舗印が押されているかを必ず確認

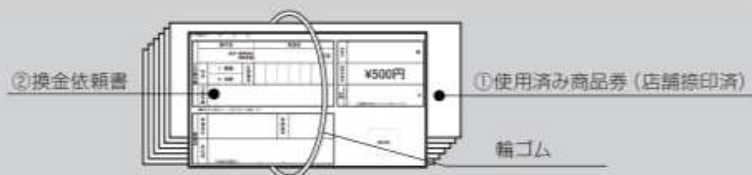
※店舗控えを切り取って大切に保管



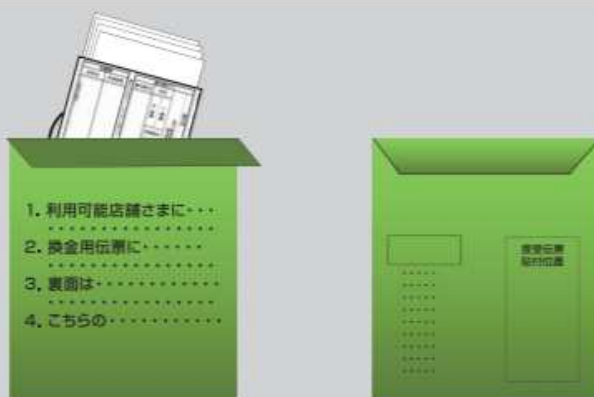
②換金依頼書に、必要事項を記入



③ ①で店舗印を確認した使用済み商品券を②の換金伝票を表紙にして輪ゴムで束ねる



④ ③でセットした換金伝票と使用済み商品券を専用封筒に入れる



⑤各銀行（尾道市内各支店）の窓口へ持込み

尾道市内の金融機関各支店で受付
金融機関が受付の際に押印した授受伝票（使用店舗控）をお返しいたします

※詳細は後日配布いたします「使用店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。

問合せ先

株式会社 J T B 福山支店内 おのみちプレミアム付商品券事務局

〒720-0067 福山市伏見町1-22 アサヒビル2階

（株式会社 J T B 福山支店内 おのみちプレミアム付商品券事務局）

平日 10:00～17:00（土・日・祝休み、年末年始 12月30日～1月5日）

TEL：084-926-0149（おのみちプレミアム付商品券販売店舗・使用店舗専用ダイヤル）

FAX：084-926-2321

URL：<https://premium-gift.jp/onomihi/>